

『共通印鑑票』に関するご案内

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

当組合では、預金口座開設手続きの簡素化と利便性向上の一環として、預金取引にご使用いただくご印鑑を1つに統一した『共通印鑑票』の取扱いを開始しましたので、ご案内申し上げます。

現在、預金口座ごとにお客さまから取引印鑑をお届けいただいておりますが、『共通印鑑票』の場合、初回のお届出以降の預金口座開設時には取引印鑑の届出が不要となります。

また、すでにお取引があるお客さまにつきましても、所定の手続きを行っていただくことにより、『共通印鑑票』に切り替えることができます。

詳細につきましては、お手数ですが、お取引店におたずねください。

— 記 —

1. 2020年11月以降に契約される「預積金（当座勘定取引を除く）および出資金」が『共通印鑑』の対象となります。
2. 『共通印鑑票』お届出以降の「預積金（当座勘定取引を除く）および出資金」に使用する取引印鑑は、『共通印鑑票』のお届出印となります。
3. すでにお届けいただいている取引印鑑についても、【共通印鑑票切替依頼書】により『共通印鑑』に統一することができます。
4. シャチハタなど変形しやすい材質の印鑑は、『共通印鑑』として受付いたしかねます。

** ご注意いただく事項 **

- ①当座勘定取引については、従来どおりお取引印鑑の届出が必要となります。
- ②『共通印鑑票』の手続きに際しては、以下をご提示ください。
 - ・預金名義人さま及びお届出人さまの本人確認資料
(運転免許証等の顔写真付き公的書類など)
- ③切替手続きの際には、現在お使いの取引印鑑（すべての口座）をご用意ください。



兵庫ひまわり信用組合